

福祉

『生きる』を支える「まちづくり」を目指して
9月10日～16日は自殺予防週間です

問 福祉支援課 障害福祉班 ☎(内線) 33553

令和2年中には、全国で2万1081人、県内では1269人の方が自殺により亡くなっています。これは、交通事故で亡くなる方の7倍以上も多い数となっています。

町では、心の悩みを持った方を孤立させないまちづくりを目指し、『生きる』を支える」をキャッチフレーズに、「こころの健康講座」の開催、「こころサポーター(ゲートキーパー)の養成や、メンタルチェックシステム「こころの体温計」の運用など各種の事業に取り組んでいます。

大切な人の命を守るために、あなたができることを見つけてみませんか？

自殺予防の十箇条 (自殺に傾いた方のサイン)

- ① 次のようなサインに数多く当てはまる場合は、自殺の危険が迫っています。
- ② うつつ病の症状がある(気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、不眠が続くなど)
- ③ 原因不明の身体の不調が長引く
- ④ 酒量が増える
- ⑤ 安全や健康が保てない
- ⑥ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う

- ⑦ 職場や家庭でサポートが得られない
- ⑧ 本人にとって価値あるものを失う
- ⑨ 重症の身体の病気にかかる
- ⑩ 自殺を口にする
- ⑪ 自殺未遂に及ぶ

中央労働災害防止協会・労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会「職場における自殺の予防と対応(厚生労働省)より」

「こころの体温計」でメンタルチェックをしてみませんか？

「こころの体温計」は、パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。心配なことが続くようであれば専門機関や相談窓口にご相談ください。



<https://fishbowlindex.jp/aikawa/>
こちらの二次元コードから

一人で抱え込まないで、まずは相談を

心の疲れを感じる方や、心の悩みをお持ちの方、「自殺予防の十箇条」に数多く当てはまる方などは、一人で考え込むのではなく、まずは、相談機関に相談することをお勧めします。他の人から相談を受け、どうして

いかわからない場合も、相談機関にご相談ください。

こころの電話相談

(平日の午前9時～午後8時45分)

● 県精神保健福祉センター

☎0120(821)606

(フリーダイヤル)

福祉

障害者医療証の更新

問 福祉支援課 障害福祉班 ☎(内線) 3355

一定の障がいがある方を対象に、医療費を助成しています。現在、障害者医療証をお持ちの方には、9月下旬に新しい医療証を送付しますの、更新の手続きは不要です。

● 昨年度に所得制限の基準額を超え、対象外となった方は、改めて交付申請が必要です。対象になると思われる方は、交付申請の手続きを行ってください。

対象と助成の範囲

次の要件に該当する方の通院・入院に係る医療費を助成します。ただし、65歳以上で新規に障がい者に認定された方、または前年の所得が下表内の額を超える方は除きます。

- ① 1級～3級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② A1～B1の療育手帳をお持ちの方

こころの健康についての相談

(平日の午前9時～午後5時)

● 厚木保健福祉事務所保健予防課

☎046(224)1111

● 町福祉支援課

☎(内線) 3353

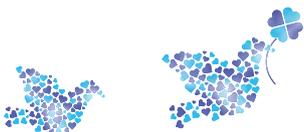
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

申請方法

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか、健康保険証、印鑑をお持ちの上、福祉支援課へ。

申請期限

10月29日(金)



所得制限の基準額

扶養家族の数	本人の前年度所得
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

以降、1人増すごとに380,000円を加算